

6月は環境月間

リサイクル いろいろな物が へんしんだ

（坂城町小学生環境に関する
標語コンクール最優秀賞）



国連では、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日を「世界環境デー」と定めています。これを受けて毎年6月を「環境月間」と定め、全国で環境保全に関するさまざまな行事や啓発活動が行われます。

ごみと資源物をしっかりと分別して、ごみを減らしましょう

町では、平成30年度から『可燃ごみ減量チャレンジ』『1日1人10グラム』を目標に、小学生の環境学習会などを開催し、PRを行っています。1日1人10グラムの減量を達成できると、町内で年間約50トンのごみの削減につながります。

家庭内で発生するプラスチック容器、紙容器等は、可燃ごみとして捨ててしまいがちですが、資源として再利用することが心がけましょう。また、使用済小型家電も大切な資源です。燃えないごみではなく、使用済小型家電として出してください。町内3か所の回収ボックスに出すか、サンデーリサイクル

の際に無料で回収しています。また、リチウムイオン電池などの充電電池は、発火の危険があるので、燃えないごみなどには出さないようにして、必ずサンデーリサイクルや役場窓口での回収にご協力をお願いいたします。

生ごみを減らしましょう

生ごみ処理機・堆肥化容器購入の補助を実施しています

生ごみは大量の水分を含んでいます。水分をよく切るだけで、ごみの減量につながるうえに、焼却施設の燃焼効率も上がります。町では、ごみ減量化推進のため、一般家庭を対象に生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の購入費に対して補助金を交付しています。

○補助金額

購入金額の2分の1以内
(上限5万円)※百円未満切り捨て
○申請書類

- ・生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書(町ホームページにてダウンロード可)
- ・生ごみ堆肥化容器購入の領収書(レシートは不可)
- ・生ごみ堆肥化容器の設置がわかる写真2枚(遠景・近景)

不法投棄は絶対にやめましょう



一般ごみや家電製品、粗大ごみを山林、河川、路上、空き地および私有地等へ捨てることは不法投棄であり、土壌汚染や有害鳥獣等の発生原因となり、

環境へ悪影響をもたらします。

不法投棄をすると、個人の場合、5年以下の拘禁刑または1000万円以下の罰金、もしくはその両方の罰が科されます。法人の場合は、3億円以下の罰金となります。

不法投棄を『しない』『させない』『見逃さない』環境づくりにご協力をお願いします。

犬・猫の飼い方について

犬・猫のフンや尿、猫の屋外飼育などによる苦情が多く寄せられています。

◎問い合わせ先

住民環境課 環境保全係
☎82-3111(内線125)
直通75-6204

犬の飼い主の方は、散歩の際、袋やシャベル、水などを持参して、飼い犬のフンや尿は責任を持って片付けてください。また、猫の飼い主の方は、屋内飼育に努めましょう。やむを得ず屋外に出す場合は、名札を付けて、飼い主が誰であるか分かるようにし、近所の庭や敷地で糞尿やイタズラをして、周囲の生活環境を害さないよう、責任を持ってしつけましょう。

資源物リサイクルボックスをご利用ください

資源物を出す方の利便性の向上を図り、さらなるごみの減量化・資源化を促進するため、役場南側駐車場に資源物リサイクルボックスを設置しています。ぜひご利用ください。



- ・回収物…新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、牛乳パック、雑がみ
- ・利用日…365日(通年)
- ・利用時間…午前8時30分～午後5時